医師による診療時間内での病状説明等の実施について

近年、病院で働く職員の長時間労働が心身の健康に影響を与えることが問題となっており、厚生労働省「医師の働き方改革の推進に関する検討会」においても、医療機関等に対し医師の労働時間短縮に向けた取り組みを求めております。

医師や病院職員の長時間労働による疲労蓄積や睡眠負債を改善することは、当院の医療の質を向上させることにつながり、患者さんやご家族に対し、安心して受診していただくための環境づくりの一環であると考えております。

つきましては、これまでの医師や病院職員の労働環境を改善し、皆様により良い医療を提供するため、下記のとおり取り組みますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

主治医及び病院職員からの病状・手術・検査等の説明は、原則として診療時間内に行います。

診療時間：月曜日～金曜日 8 時 30 分～17 時 00 分

第 1 土曜日　　8 時 30 分～17 時 00 分

※ただし、緊急の患者さん（ご家族）への病状説明等、やむを得ない事情がある場合は、主治医と相談のうえ、面談時間を調整させていただきます。

岩手医科大学附属病院長